

国語分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○ 国語分野：国語課題小委員会について

- ・国語課題小委員会では、平成 25 年 2 月に文化審議会国語分科会で取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」に挙げられていた検討課題のうち「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」を取り上げ、平成 30 年度から審議を進めている。

令和元年度には、現状の国の府省庁における公用文の書き表し方の基準を改めて確認し、公用文を作成する際に参考となる考え方を示すための「公用文の在り方に関する成果物について（報告）（素案）」を示した。

- ・衆議院文部科学委員会決議（平成 30 年 5 月 30 日）、参議院文教科学委員会附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日）を受け、国語課題小委員会において、常用漢字表への「^{がい}碍」の字の追加の可否に関する検討を開始した。この検討は、常用漢字の選定基準に関わる問題であるため、相応の審議を必要とする。そこで、まず、平成 22 年の「改定常用漢字表」（文化審議会答申）にも示された常用漢字表の基本的な性格に基づき、法令等を除いて、現状でも、「障害」と異なる表記を用いることが可能であるということを、国語分科会として改めて確認した。

○ 日本語教育分野：日本語教育小委員会について

日本語教育小委員会では、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成 25 年 2 月）で整理した 11 項目の論点のうち、「論点 5 日本語教育の資格について」と「論点 3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」を取り上げ、審議を進めてきた。

- ・「論点 5 日本語教師の資格について」に関しては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」改訂版（平成 31 年 3 月 4 日）の考え方を前提に、令和 2 年 3 月 10 日に「日本語教師の資格の在り方について（報告）」を取りまとめた。報告書では、日本語教師のキャリアパスの中で日本語教師の資格を位置付けるとともに、日本語教師の制度的な枠組みとして、①資格の名称を「公認日本語教師」とすること、②名称独占の国家資格とすることが望ましいこと、③資格の取得要件として、1) 試験、2) 教育実習、3) 学士を必要とすること、④資格の有効期限を設けること等を提言した。
- ・「論点 3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」に関しては令和元年から審議を進めており、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切かつ継続的

な日本語教育を受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」に関する検討を行っている。令和2年2月には、「日本語教育の標準」に関する一次報告（案）が示された。

2. 今後の課題

○ 国語分野

- ・国語課題小委員会において、官公庁における文書作成の在り方について審議を行い、令和2年度中を目途に報告の取りまとめを目指す。
- ・国語課題小委員会において、常用漢字表への「^{がい}碍」の字の追加の可否に関する検討を引き続き行う。

○ 日本語教育分野

- ・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で整理した11の論点のうち、「論点3 日本語教育の標準と日本語能力の判定基準について」日本語教育小委員会における検討を引き続き行い、令和2年度中を目途に報告の取りまとめを目指す。